

サービス対価の減額措置等の事例

(1) 従来型（サービス購入型）

○図書館（業績連動型）

事業主体	A市
対象施設	市立図書館、体験学習施設
事業概要	市立図書館及び体験学習施設の設計、建設、維持管理、図書館運営（一部）
支払方式 （事業契約書（案）による）	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス対価A（施設整備費）：施設所有権移転後、一括で支払う。 ・ サービス対価B（維持管理業務）・サービス対価C（図書館運営業務）：四半期ごとに運営期間中（20年）80回支払う。 ・ サービス対価D（図書館情報システム業務）：四半期ごとに運営期間中（10年）40回支払う。 ・ サービス対価B～Dについては、物価変動に伴う改定を行う。 ・ サービス対価Cは、<u>資料貸出冊数の増減に伴う改定を行う。年間50万冊を基準貸出冊数とし、これを超えた場合には10万冊ごとにサービス対価を5%ずつ増額する。</u>
サービス購入料の減額措置（事業契約書（案）による）	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>維持管理運営業務の要求水準を満たしていない場合、状況に応じた減額のポイント</u>を付す。ただし、軽微な不履行については、PFI事業者が自ら改善措置をとり一定の改善期間の中で速やかに解決することができれば減額ポイントは付さないものとする。 ・ <u>3ヶ月毎に減額ポイントを合計し、対象業務毎の減額率等を算定する。</u>

○体育館（業績連動型）

事業主体	B市
対象施設	総合体育館
事業概要	総合体育館の設計、建設、維持管理、運営
支払方式 （事業契約書（案）による）	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス購入費A（施設整備費）・サービス購入費B（維持管理・運営費）・サービス購入費D（光熱水費）：四半期ごとに運営期間中（20年）80回支払う。 ・ サービス購入費C（修繕・更新費）：四半期ごとに一定期間支払う。 ・ サービス購入費B・C・Dは、物価変動を勘案し改定を行う。 ・ サービス購入費は、<u>需要変動を勘案し改定を行う。</u> <p>①駐車場業務、スポーツ指導者等養成講座等から得られた収入について、<u>収入見込額に対する、増収額の50%をサービス購入費から減額。</u> 注：事業に係る費用のうち固定費の占める割合が高い業務。見込より多かった部分の収入を官民で50%ずつ分ける。収入見込額より減収した場合のリスクは民間が負担。</p> <p>②プール業務、施設の貸出業務等から得られた収入について、<u>収入見込額に対する、増収額の20%をサービス購入費から減額、減収額の20%をサービス購入費に増額（ただし、増減金額は提案時のサービス購入費の30%を限度）。</u> 注：事業に係る費用のうち変動費の占める割合が高い業務。</p>
サービス購入料の減額措置（事業契約書（案）による）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 維持管理・運営業務の要求水準を満たしていないことを確認した場合、改善要求を行い、速やかに改善・復旧がなされない場合には改善勧告を行うと同時に、<u>状況に応じた減額のポイント</u>を付す。重大な事象については直ちに減額ポイントを付す。 ・ <u>3ヶ月分の減額ポイントの合計を計算し、サービス購入費総額の2分の1相当額に対し、減額割合を乗じて減額の計算を行う。</u>

(2) 収益施設併設型（サービス購入型＋収益施設(独立採算)）

○庁舎と民間施設

事業主体	C県
対象施設	・警察施設、民間施設(商業機能・居住機能等)
事業概要	警察施設の設計・建設・維持管理・運営を行う。また、本事業用地の余剰地に定期借地権を設定し、事業者が自らの収益に資する施設を自らの責において設計・建設・維持管理・運営する。
支払方式 (事業契約書(案)による)	<p>○本体事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス購入料A・B：警察施設の設計・建設に係る費用。 ・サービス購入料C：警察施設の維持管理業務に係る費用。毎四半期ごと支払い。 ・サービス購入料D：警察施設の運営業務のうち、給食業務に係る費用。別途契約を締結し、その定めに従い支払う。 ・独立採算：警察施設の運営業務のうち、給食業務、日用品提供業務及び職員食堂運営業務 <p>○収益施設(独立採算)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自らの提案により商業機能、居住機能など多様な機能を導入した複合的な施設の整備・運営事業を行う。
サービス購入料の減額措置(事業契約書(案)による)	<p>○収益施設はモニタリングの対象外</p> <p>○維持管理業務における措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察施設の維持管理業務を適切に実施していないと判断した場合、事業者に対して、是正を勧告し、是正されない場合減額ポイントを計上。あらかじめ定められた算式に基づき減額ポイントに応じサービス購入料を減額。 <p>○運営業務(独立採算業務を除く)における措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給食業務については別途締結する契約の定めるところにより、業務を適切に実施していることが確認できない場合、是正措置等を講じる。 <p>○運営業務のうち独立採算業務における措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独立採算業務を適切に実施していないと判断した場合、事業者に対して是正を勧告し、是正が認められない場合当該業務の実施者の変更を求める等の措置を講じる。

(3) 独立採算型

○国際線旅客ターミナルビル

事業主体	国												
対象施設	国際線旅客ターミナルビル												
事業概要	旅客ターミナルビル等の設計、施工監理、維持管理、運営												
違約金の徴収 (事業契約書(案)による)	・事業者の提供するサービスが業務要求水準を満たしていないと判断した場合、若しくはターミナル機能に支障を及ぼす又は及ぼす恐れのある場合は、 <u>違約金の分類に応じ、罰則点及び違約金を算定。</u> ・ <u>違約金算定基礎額は 10 億円とし、この範囲内で事業者から違約金を徴収する。</u>												
	① 日常業務における業務要求水準の違反が生じた場合の違約金 日常業務であって旅客に支障を及ぼさない軽微な業務要求水準の違反(業務要求水準の違反について、各業務要求水準の項目ごとに罰則点を設定)												
	② 業務要求水準の重大な違反又はターミナル機能に支障を来たす事象が生じた場合(生じる恐れがある場合を含む。)の違約金 安全確保に係る重大な問題の発生、航空旅客及び航空運送事業者の利便の著しい低下、報告義務違反等												
	③ ターミナル機能に重大な支障を来たす事象が生じた場合(生じる恐れがある場合を含む。)の違約金 ターミナルの一定期間の閉鎖、重大な人身事故等、事業者の責による重大な運営上の支障等												
	違約金の分類(案)												
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">違約金の分類</th> <th style="text-align: center;">罰則点※1</th> <th style="text-align: center;">違約金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①日常業務における業務要求水準の違反が生じた場合の違約金</td> <td style="text-align: center;">3～7点</td> <td style="text-align: center;">3,000～7,000万円 ※2</td> </tr> <tr> <td>②業務要求水準の重大な違反又はターミナル機能に支障を来たす事象が生じた場合の違約金</td> <td style="text-align: center;">25点</td> <td style="text-align: center;">2.5億円</td> </tr> <tr> <td>③ターミナル機能に重大な支障を来たす事象が生じた場合の違約金</td> <td style="text-align: center;">50～100点</td> <td style="text-align: center;">5～10億円</td> </tr> </tbody> </table>	違約金の分類	罰則点※1	違約金	①日常業務における業務要求水準の違反が生じた場合の違約金	3～7点	3,000～7,000万円 ※2	②業務要求水準の重大な違反又はターミナル機能に支障を来たす事象が生じた場合の違約金	25点	2.5億円	③ターミナル機能に重大な支障を来たす事象が生じた場合の違約金	50～100点	5～10億円
違約金の分類	罰則点※1	違約金											
①日常業務における業務要求水準の違反が生じた場合の違約金	3～7点	3,000～7,000万円 ※2											
②業務要求水準の重大な違反又はターミナル機能に支障を来たす事象が生じた場合の違約金	25点	2.5億円											
③ターミナル機能に重大な支障を来たす事象が生じた場合の違約金	50～100点	5～10億円											
	※1 罰則点 100 点を違約金算定基礎額の 10 億円として換算する。 ※2 ①の罰則点については、年度ごとに通算することとし、単年度の罰則点が 24 点以下の場合には違約金を徴収しない。 ※3 罰則点は翌年度に持ち越さず、消滅する。												